

# 所定疾患施設療養費算定状況

平成24年度の介護報酬改定により、介護老人保健施設において入所者様の医療ニーズに対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内について、以下のような条件を満たした場合に評価されることとなりました。

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

## 所定疾患施設療養費について

1. 対象となる入所者様の状態は次の通りです。

- 肺炎
- 尿路感染症
- 帯状疱疹
- 蜂窩織炎
- 慢性心不全の増悪

2. 上記で治療が必要となった入所者様に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合(肺炎、尿路感染症については検査を実施した場合に限る)に算定する。

また1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。

3. 診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等(近隣医療機関と連携し実施した検査等を含む。)を診療録に記載していること。

4. 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

5. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

## 令和6年度算定状況(令和6年4月～令和7年3月)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数	1	2	4	0	2	1	1	0	2	0	4	2	19
	日数	10	10	31	0	13	5	7	0	11	0	29	2	118
尿路感染症	人数	1	1	3	4	8	1	3	7	3	2	5	1	39
	日数	10	3	23	22	60	7	20	49	22	10	33	7	266
帯状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1	0	4
	日数	0	0	0	0	0	0	13	0	0	5	10	0	28
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
	日数	0	0	0	0	6	1	0	0	0	0	0	0	7
慢性心不全の増悪	人数	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
	日数	0	5	5	0	0	9	0	0	0	0	0	0	19
合計	人数	2	4	8	4	11	4	6	7	5	3	10	3	67
	日数	20	18	59	22	79	22	40	49	33	15	72	9	438

## 主な治療内容

肺炎	血中酸素濃度測定・血液検査・画像診断・抗生剤投薬・酸素投与
尿路感染症	尿検査・血中酸素濃度測定・抗生剤投与
帯状疱疹	内服薬・抗ウイルス剤の点滴注射
蜂窩織炎	血液検査・抗生剤投与
慢性心不全の増悪	点滴注射・酸素投与